

履修の手引

令和 7 年度

2025



人とともに 地域とともに

島根大学

SHIMANE UNIVERSITY

総合理工学部

学生番号：

氏名：

2. 「理工研究者養成特別コース」における専門教育科目

本コースが開講する専門教育科目は以下のとおりです。

(コース修了のための必修科目)

「プロジェクトセミナーⅠ」(～3 年前期, 2 単位)

「特別研究Ⅰ, Ⅱ」(3 年前期, 3 年後期, 各 2 単位)

「理工専門英語セミナーⅠ, Ⅱ」(3 年前期～3 年後期, 各 2 単位)

(選択科目)

「プロジェクトセミナーⅡ, Ⅲ」(2 年後期～3 年前期, 各 2 単位)

2 年後期から 3 年前期にわたって開講される「プロジェクトセミナーⅠ, Ⅱ, Ⅲ*」では、「問題発見型課題研究」を行うと共にプレゼンテーション能力を高め、3 年次に向けた準備を行います。理工研究者養成特別コースへ所属して最初に受講する「プロジェクトセミナーⅠ」では、研究活動を行うにあたって必要な研究倫理、過去の研究論文の調べ方や論文の章構成の把握、プレゼンテーション技術の基礎などを修得します。「プロジェクトセミナーⅡ, Ⅲ」では課題研究を行います。先端的な研究内容に関連する基礎的な研究課題を、担当教員から指導を受けながら、調査・研究を進めます。研究を通して、基礎的な概念の理解が重要であることを学び、併せて、先端研究への関心や意欲を育みます。

また、国際的に通用する英語力の修得のため、全学共通の外国語 10 単位の他に、理工研究者養成特別コースが開講する「理工専門英語セミナーⅠ, Ⅱ」を 3 年次に履修します。

3 年次には「特別研究Ⅰ, Ⅱ*」を履修します。研究の進捗状況によっては、国内外を問わず、学会等への参加・発表を実施する事が可能です。平成 24 年度から令和 6 年度までの 13 年間で、本コースに所属する学部生による学外研究発表件数は計 63 件(内, 国内 49 件, 国外 14 件)です。

4 年次には、「特別研究Ⅰ, Ⅱ」での研究を発展させる形で指導教員の指導のもと、「社会実装セミナーⅣ(卒業研究)」「社会実装セミナーⅣ(課題探求型長期インターンシップ)」又は「社会実装セミナーⅣ(海外留学)」を履修します。「理工研究者養成特別コース」を修了する学生には、卒業時に「理工研究者養成特別コース」の修了証が授与されます。

* 「プロジェクトセミナーⅠ, Ⅱ, Ⅲ」と「特別研究Ⅰ, Ⅱ」の内、同学期で履修できるのは最大 2 科目です。

* 「プロジェクトセミナーⅢ」と「特別研究Ⅰ」は、3 年前期に重複して履修することが可能ですが、それぞれ、報告書の提出が必要です。

例)「プロジェクトセミナーⅢ」: 既往研究レビュー結果

「特別研究Ⅰ」: 研究進捗状況

V ベースストーン(BS)科目およびキャップストーン(CS)科目について

島根大学は、地域に根ざした大学として、地域創生の中核として活躍できる資質や様々な課題を解決する能力を向上させるため、体系的な地域志向教育を推進しています。なかでもベースストーン(BS)科目及びキャップストーン(CS)科目は、地域基盤

型教育の枠組みおよび地域課題解決型教育の枠組みに属する科目であり、どちらも、地域志向教育にとって重要な科目群です。

平成30年度から、地域志向科目を入学生全員が受講するよう、BS、CS科目の履修を推奨することになりました。科目の趣旨及び一覧は大学ホームページの修学インフォメーションに掲載しています（変更の場合は、その旨を通知します）。いずれかの科目を少なくとも一科目以上、卒業までに受講してください。なお、一覧科目に変更の可能性もありますので、科目の履修登録の際は、必ず、ホームページで確認してください。

また、地域人材育成コースの学生（地域志向入試入学生）は、「総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」に従い、所属する教育コースに定めるBS科目及びCS科目を履修する必要があります。

BS科目 CS科目は、島根大学ホームページ＞学部・大学院＞修学インフォメーション＞各種教育プログラムから確認してください。

Ⅵ 地域志向型初年次教育科目の履修について

島根大学では、正課の授業科目や正課外の教育・学習からなる地域志向教育を全学部で実施しています。地域志向教育・学習のスタートは、地域志向型初年次教育科目の受講から始まります。初年次教育科目を履修し、地域社会との関わりを通じて社会の現状・課題を理解する力を養います。学年の進行にともない、専門教育や全学基礎教育でのより発展的な学習を深めていく出発点となり、基礎となる授業科目です。

Ⅶ 地域人材育成コースについて（総合型選抜Ⅰ（へるん入試）へるん特定型地域志向入試を経て入学した学生が対象）

1. 「地域人材育成コース」の概要

島根大学では、地域協創型の人材育成理念に基づき、地域人材育成コースを設置しています。このコースでは、自らの専門性を活かしながら多様な人材と協働して課題解決に取り組むことができ、卒業後に山陰地域で活躍する人材の育成を狙いとした学部横断的な教育プログラムを実施しています。各学部の「地域志向入試」を経て入学した学生は、地域人材育成コース生として、他学部を含む学生同士で協働して地域課題の解決に向けた活動を行うことが求められます。

総合理工学部では、総合型選抜Ⅰ（へるん入試）へるん特定型地域志向入試を経て入学した学生が対象となります。地域人材育成コース生として地域社会の課題を理解し、専門性の異なる他学部の学生と協働して課題解決に取り組むことで、視野を広げ、将来、山陰地域の社会が抱える諸課題の解決に貢献できる実践力を合わせ持つ教育人材に成長することを目的としています。

2. 履修資格及び履修方法

- ・履修資格

総合型選抜Ⅰ（へるん入試）へるん特定型地域志向入試を経て入学した学生

- ・履修方法

「総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」別紙に定める授業科目を履修すること

3. 地域人材育成コースの教育プログラム内容

- ・ベースストーン（BS）科目

地域の基礎的な現状と課題について学修する科目（1～2年生向け）

- ・キャップストーン（CS）科目

身に付けた知識と経験を地域課題の解決に資する能力の修得につなげる科目（2～3年生向け）

- ・地域貢献インターンシップ

就業体験を通して地域の課題解決に挑戦し、地域の未来を自ら提案、実践していくための力を養う授業科目（2～3年生向け）

4. 「キャリアデザインプログラム」の履修

CDPは、クロス教育テーマ別プログラムとして開設する「CDPベーシック」と特別教育として開設する「CDPマスター」で構成するプログラムです。地域人材育成コース生向けに実施されるセミナー等で詳細を確認し、履修することを推奨します。

【参考 URL】

- ・CDPベーシック（クロス教育サイト）

https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/edu_programs/crosseducation/index.html

- ・CDPマスター <https://career.shimane-u.ac.jp/gakusei/cdp.html>

CDPマスター



5. 地域人材育成コース「コース生プロジェクト」

地域人材育成コースは、授業科目だけではなく、地域の企業や自治体等と連携したプロジェクト活動を行っています。詳細は地域人材育成コースのWEBページを参照ください。

【参考 URL】 <https://www.reg-collab.shimane-u.ac.jp/CRE/index.html>



6. 修了要件（下記の①、②をいずれも満たすこと）

①定められた卒業要件を満たすこと

②「総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」別紙に定める単位を修得すること

※修了要件を満たした学生には卒業時に修了認定証書が授与されます

7. 地域人材育成コース担当教員

地域人材育成コースには地域未来協創本部の専任教員に加えて、各学部の兼任教員が携わっています。コース生プロジェクトや履修に関することなど、不明な点があれば担当教員に相談してください。

VIII 島大クロス教育について

島根大学では、全員が同じカリキュラムで同じ授業科目を学ぶのではなく、自分の興味関心、自分の目標や取り組みたいことに応じて、柔軟に学ぶ内容を変化できるように教育課程を変化させました。また、身につけたい資質・能力に応じて、精選された複数の授業科目を組み合わせた教育プログラムを多数設計しました。所属する学部や学科の高度な専門性の獲得を目指すカリキュラムで学びながら、同時に他のテーマや分野にも挑戦できるようになっています。

島根大学では、専門分野での学修に加えて、卒業までに「島大クロス教育」から1プログラム以上学修することを推奨しています。

「島大クロス教育」は以下の(1)から(5)の5つのプログラム・カテゴリから構成されています。カテゴリごとにテーマや学問分野の異なる複数の教育プログラムを開設し、プログラムごとに修了に必要な単位数が定められています。

(1) テーマ別プログラム (10 単位)

特定の学問分野にかかわらず、現代社会の諸課題に関連したテーマを深く学ぶ教育プログラムを開設しています。各教育プログラムでは、テーマに関する知識や視野の獲得、実践性の向上を図り、自身の専門性を活かす方法を身につけることができます。

(2) 他学部学問基礎プログラム (10 単位)

自身が所属する学部とは異なる他学部の学問分野の基礎的な知識の習得や、各学問分野と社会とのかかわり、当該分野固有のものの見方・考え方等を学修します。所属する教育課程での学びと対比しながら、両者の視点を獲得することができます。

(3) 同学部異領域専門プログラム (10 単位)

自身が所属する学科以外の専門性の高い授業科目からなる教育プログラムを履修することができます。自分が主として学ぶ分野に加えて、複数の専門の方法や視点を活かした研究を遂行できるようになります。

(4) アドバンストプログラム (20 単位)

自らの将来を展望し、大学での学修を自律的に設計しながら、テーマや方法を組み合わせて学びを発展させ、自己の成長の幅を拡げることを目的とします。(1)～(3)のうち2つのプログラムを履修するか、または、いずれか1つのプログラムに加えて10単位の学びを主体的に設計して履修します。

総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項

(平成28年2月24日 制 定)

[令和7年3月26日 最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、地域人材育成コースに関する取扱要項(平成26年12月25日学長決裁。以下「取扱要項」という。)第7条の規定に基づき、総合理工学部における地域人材育成コースの教育プログラム等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(育成する人材像)

第2条 地域人材育成コースは、基礎から応用、理学から工学の幅広い専門知識・技術により地域の活性化に寄与する人材を育成する。

(教育プログラム)

第3条 開設する教育プログラムは、次の各号に掲げる地域関連科目及び地域人材育成コースセミナーよりなる。

- 一 ベースストーン科目 (以下第4条において「BS科目」という。)
- 二 キャップストーン科目 (以下第4条において「CS科目」という。)
- 三 地域貢献インターンシップ
- 四 地域人材育成コースセミナー

(履修資格及び修了要件等)

第4条 前条の教育プログラムの履修資格、構成する授業科目(BS科目、CS科目、地域貢献インターンシップ)及び履修方法並びに修了要件については、別紙に定めるところによる。

(事務)

第5条 地域人材育成コースに関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、地域人材育成コースに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成29年2月22日 一部改正)

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 平成28年度の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年2月28日 一部改正)

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項(「以下「改正後の要項」という。)」の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の要項第5条については、平成28年度入学生から適用する。

附 則(平成31年2月20日 一部改正)

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。

- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項（「以下「改正後の要項」という。」の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，改正後の要項第5条については，平成28年度入学生から適用する。

附 則（令和2年2月19日 一部改正）

- 1 この要項は令和2年4月1日から実施する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学総合理工学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この要項は令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和3年3月17日 一部改正）

- 1 この要項は令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和4年3月22日 一部改正）

- 1 この要項は令和4年4月1日から実施する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別紙 建築デザイン学科のキャップストーン科目表にある 建築構造・環境フィールドワーク については，建築デザイン学科の令和2年度及び令和3年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この要項は令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，各学科の別紙の履修表中，キャップストーン科目表にある「地域プロジェクト型実習」については，令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学，又は再入学するものも含む。）にあっても適用する。別紙 物質化学科，地球科学科，機械・電気電子工学科，建築デザイン学科の地域貢献インターンシップ表にある理工学PBL実習A，理工学PBL実習Bについては，物質化学科，地球科学科，機械・電気電子工学科，建築デザイン学科の令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学，又は再入学するものも含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年2月21日 一部改正）

- 1 この要項は令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 2 6 日 一 部 改 正）

- 1 この要項は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 令和 6 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の総合理工学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別紙

総合理工学科

教育プログラム（10単位以上）

履修資格

本プログラムの履修資格は、次のとおりとする。

令和7年度以降に地域志向入試を経て入学した者

構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

なお、履修年次等は年度ごとに配付する「授業科目一覧」を参照すること。

ベースストーン科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	プロジェクトデザイン	2		4 以上
		イノベーション創成基礎セミナーⅠ	2		
		イノベーション創成基礎セミナーⅡ	2		
	地域創生科目群	島根学	2		
		汽水域の科学（入門編）	2		
		汽水域の科学（応用編）	2		
		山陰地域の自然災害	2		
		フィールドで学ぶ「斐伊川百科」	2		
		ジオパーク学入門	2		
		ジオパーク学各論	2		
		地域博物館へのいざない	2		
		専門人材教育科目	建築デザイン概論		
	しまね建築学		2		
合 計			4 以上		

※ イノベーション創成基礎セミナーⅠ、イノベーション創成基礎セミナーⅡの履修を推奨する。

キャップストーン科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	地域創生科目群	地域プロジェクト型実習	2		4 以上
専門人材教育科目		物理学実験Ⅱ	4		
		地質学と社会	1		
		建築設計製図Ⅲ	2		
合 計				4 以上	

地域貢献インターンシップ

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎 教育科目	社会人力養成科目	地域共創インターンシップA	2		2 以上
		地域共創インターンシップB	2		
合 計				2 以上	

地域人材育成コースセミナー

地域人材育成コースの学生は、協働共学の機会として地域未来協創本部が開催する正課外のセミナー等に参加することができる。ただし、地域人材育成コースの入学セミナーについては、特段の事由がある場合を除き参加しなければならない。

修了要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 一 所属する学科の卒業要件を満たすこと。
- 二 上記履修表により履修し、ベースストーン科目から4単位、キャップストーン科目から4単位及び地域貢献インターンシップから2単位を含む合計10単位以上を修得すること。